

## 第45回大阪府環境審議会会議録

開 会 午前9時58分

司会（足立主査） 長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから、第45回大阪府環境審議会を開催させていただきます。

本日の司会を務めさせていただきますのは、環境農林水産部環境農林水産総務課の足立でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

皆様方におかれましては、お忙しい中、御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、会議に先立ちまして、環境農林水産部長の中村からごあいさつ申し上げます。

中村環境農林水産部長 大阪府環境農林水産部長の中村でございます。

委員の皆様方には、本日、大変お忙しいところ御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。心より御礼を申し上げます。

また、日ごろから、私どもの環境行政のみならず、府政各般にわたりまして多大の御理解、御協力を賜っておりますことに対しましても、厚く御礼を申し上げたいと存じます。

さて、冒頭に、ややお願いめいて恐縮でございますけれど、この夏の電力需給並びに私どもが今取り組んでおります節電対策について、少し御報告を兼ねましてお願いも申し上げたい、こういうふう存じております。

御案内のとおり、ことしの夏の関西におけます電力需給、非常に厳しい状況でございます。国におかれましては、先ほど、先般、各電力会社管内ごとの節電目標の設定が行われましたけれど、本府を初めといたします関係の府県、政令市で構成をいたしております関西広域連合でも、先ほどそれぞれの節電目標、当面15%以上を目標というふうなことでそれぞれ申し合わせをし、努力をするというふうなことを確認して、今、取り組みを進めているところでございます。

これに基づきまして、大阪府におきまして、きょうお手元に近畿経済産業局さんの資料とともに、私どもの取り組み資料も机の上に置かせていただいております。おろうかと存じますけれど、「今夏の節電対策アクションプログラム」という

ふうに称しまして、府庁みずからが行います取り組み、それから府内の事業者様、あるいは府民、御家庭の皆様にご理解をいただいております。また、さきにお知らせいたしましたことなどを取りまとめたアクションプログラムをさきに策定いたしました。現在、7月2日からの本格的な節電対策期間に向けましての事前の啓発、御要請、取り組みなどを進めているというふうなところでございます。

御案内のとおり、さきに政府が大飯原発の再稼働を決定されました。ただ、同原発につきましても、3号機が7月中旬、4号機を含めてのフル稼働が7月下旬というふうな見込みと聞いておりますので、引き続きましての電力需給、この関西地域については逼迫をするということが見込まれておりますので、今後の節電目標の再設定の議論、多少ございますけれども、従前にも増した節電対策を進めていく必要があるという諸情勢には変わりがないと考えておまして、このような取り組みを府も進め、また皆様方にも御理解を賜りたいと考えております。

細かな内容につきましては、後ほどまた、きょう挟ませていただいた資料などにつきまして御高覧を賜ればと考えておりますけれども、府民の皆様にご迷惑をかけない範囲で、平日の午後の消費電力量が一番高うございますので、そのことを念頭に置いた昼休み時間のシフトでございませうとか、エアコンの28度設定、電気の消灯などを含めた取り組みを進めてまいります。

あるいは、府民の皆様にも、いわゆる苦役を伴うだけの節電対策ではなくて、平日の午後、外に出ていただいて、家庭内の電力消費を抑えていただくという観点で、クールスポット、これはイオンさんなどの大規模商業施設や外食産業のレストランさんなどに協賛をいただく形で、外に出ていただいて、そこで過ごしていただく。そのために御利用いただいた際に、若干、料金を割引するなどの、ささやかですがインセンティブなども講じてというふうな取り組みなども進めております。

さようなさまざまな取り組みを府民の皆様にご理解をいただく中で、実行、実践をしていただくということもあわせてやっていただければと、こういうふうにご考えているところでございます。

本日御出席の委員の皆様方におかれましても、どうぞ諸情勢、御理解をいた

だきまして、それぞれの立場での御理解、あるいはお取り組みをいただければ幸いに存じている次第でございます。

さて、本日の審議会でございますが、会長の御選任をいただきました後、諮問事項がございます。

亜鉛含有量の排出基準に係る経過措置の見直し並びにカドミウム及びその化合物に係る排出基準の見直しについて、諮問を申し上げたいと存じております。

これは、まず亜鉛含有量につきましては、条例に基づく排水基準の経過措置が平成25年3月末をもって終了いたしますことから、その経過措置の見直しについて審議会の意見を求めるものでございます。

また、カドミウムにつきましては、上水道水源地域に対しての上乗せ排出基準並びに本府の生活環境の保全等に関する条例に基づく排水基準の見直しにつきまして、審議会の意見を求めるものでございます。

この後、議事次第でございますように、この間、御審議、御検討を賜ってまいりました部会からの報告2件について報告をさせていただきます。御審議、御検討を賜りました部会長並びに構成の委員の先生方におかれましては、精力的に御検討いただきましたことに対しまして、この場で改めて感謝を申し上げるところでございます。

また、本年に設置をいたしましたエネルギー関係部会につきましても、こちらのほうは中間的、経過的でございますが、この間の検討状況について、事務局のほうからこの機会に御報告を申し上げたいと考えております。

環境行政につきましては、他の行政分野に増しまして、確かなデータと科学的知見に裏づけられましての行政の推進、これが非常に重要であるというふうに認識をいたしております。そのバックボーンとなりますのが、本審議会での御議論であり、御答申であるというふうな認識もいたしております。府の環境行政が、従来にも増しましてエビデンスを持って、府民、事業者の皆様のご理解、信頼が得られる形で進めていくことができますように、各委員の皆様におかれましては、それぞれの専門分野、あるいはそれぞれのお立場からの忌憚のない御意見をちょうだいすることができればと考えているところでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

**司会（足立主査）** 次に、資料の確認をさせていただきます。

お手元に議事次第、その裏面に資料一覧、配席表、大阪府環境審議会委員名簿、環境審議会条例の資料、それと出席確認票をお配りしております。出席確認票につきましては、委員及び幹事の皆様への報酬等の執務手続に際しまして必要でございますので、お手数ですが、お名前を御記入いただきますようお願いいたします。なお、出席確認票につきましては、お帰りの際、お席に置いたままにさせていただくよう、よろしくようお願いいたします。

続きまして、本日追加で配付しております資料について御説明いたします。資料1-1としまして、本日、諮問させていただく諮問文の写しでございます。また、追加資料としまして、資料4、新たなエネルギー社会づくり検討部会の検討状況について、また参考資料としまして、第2回大阪府緊急節電プロジェクトチーム会議資料、また近畿経済産業局様より配付いただきました「今夏の電力需給対策について」に対する御協力のお願い、以上になっております。

その他の資料につきましては、事前に送付しておりますとおりでございます。

過不足ございましたら、周りの事務局のほうに申しつけてください。よろしくようお願いいたします。

続きまして、本年1月に開催しました第44回環境審議会以降に、新たに御就任いただいた委員の御紹介をさせていただきます。

連合大阪女性委員会副委員長の明知委員でございます。

**明知委員** 連合大阪女性委員会の副委員長をさせていただいてます明知と申します。よろしくお願いいたします。

**司会（足立主査）** 大阪大学大学院教授の池委員でございます。

**池委員** 池でございます。よろしくお願いいたします。

**司会（足立主査）** 大阪教育大学准教授の石川委員でございます。

**石川委員** 石川でございます。よろしくお願いいたします。

**司会（足立主査）** NPO法人関西消費者連合会副理事長の中浜委員でございます。

**中浜委員** 中浜です。よろしくお願いいたします。

**司会（足立主査）** 大阪府立大学大学院特認教授の溝畑委員でございます。

溝畑委員　　溝畑です。よろしく申し上げます。

司会（足立主査）　　なお、大阪工業大学の福岡委員、大阪産業大学の前迫委員につきましても、本日御欠席でございます。

続きまして、新たに御就任いただきました府議会議員委員の御紹介をさせていただきます。

うるま委員でございます。

うるま委員　　うるまでございます。よろしく願いいたします。

司会（足立主査）　　富田委員でございます。

富田委員　　富田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

司会（足立主査）　　和田委員でございます。

和田委員　　和田でございます。よろしく申し上げます。

司会（足立主査）　　山下委員でございます。

山下委員　　山下でございます。よろしく申し上げます。

司会（足立主査）　　ありがとうございます。

その他の御出席の委員及び幹事の皆様につきましては、お手元にお配りしております配席表にて、御紹介は省略させていただきます。

本日の出席委員でございますが、委員定数43名のうち、32名の方の御出席をいただいておりますので、大阪府環境審議会条例第5条第2項の規定に基づきまして、本審議会が成立いたしておりますことを御報告申し上げます。

それでは、ただいまから議事に入りたいと存じます。

まず最初に、本審議会の会長の選任でございます。

会長の選任までの間につきましては、事務局のほうで進行させていただきますので、どうぞ御協力よろしく願いいたします。

お手元にお配りしております「大阪府環境審議会条例」の資料がございますが、第2条第2項にありますように、「学識経験のある者」とする委員につきましても、任期が2年でございますので、本年6月1日付で新たに本審議会委員に御就任いただいております。

会長の選出につきましては、条例第4条第1項に規定されておりました、「学識経験のある者」として御就任いただいております委員皆様のうち、選挙

で定めていただく必要がございます。

それでは、皆様にお諮りしたいと存じますが、どなたか会長の御推薦につきましてございますでしょうか。よろしく願いいたします。

又野委員、よろしく願いいたします。

**又野委員** これまでの審議会でも会長職をお務めいただきました、環境学や環境政策に御造詣の深い奥野委員に引き続きお願いしてはいかがかと思ひます。御提案させていただきます。

**司会（足立主査）** ありがとうございます。

いかがでしょうか。ただいま、又野委員のほうから奥野委員の御推薦をいただきました。皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

**司会（足立主査）** ありがとうございます。

それでは、本審議会の会長として、奥野委員に引き続き御就任いただきたいと存じます。

奥野会長、よろしく願いいたします。

それでは、奥野会長には、お手数ですが会長席のほうにお移りいただきまして、会議のほう、進行をよろしく願いいたします。

**奥野会長** 御指名いただきました、大阪府立大学の学長をしております奥野でございます。引き続きまして御指名でございますので、微力ですが務めさせていただきますと思ひます。よろしく願いいたします。

最初にする仕事は、会長代理、副会長といひますか、会長代理を決めなければいけません、規定でいきますと、私のほうからお願いするといひますか、指名するということになっておりますので、引き続き私が担当させていただきますので、同じように水野委員のほうにお願いしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

水野先生、指名させていただきますと思ひます。よろしく願いいたします。

ちょっと一言、先生。

**水野会長代理** 水野でございます。会長を補佐して精いっぱい務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

**奥野会長**　じゃあ、2人で務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、諮問のほうに。

**中村環境農林水産部長**　それでは、早速でございますけれど、私のほうから知事にかわりまして、諮問文の交付をさせていただきたいと存じます。

平成24年6月20日、大阪府環境審議会会長・奥野武俊様、大阪府知事・松井一郎。

亜鉛含有量の排水基準に係る経過措置の見直し並びにカドミウム及びその化合物に係る排水基準の見直しについて、以上について、貴審議会の意見を求めたいと存じます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

**奥野会長**　それでは、議事を進めさせていただきたいと思います。委員の皆様におかれましては、どうぞ御協力、よろしく願いしたいと思います。

まず第1に、先ほど諮問を受けました、この件に関してから参りたいと思います。審議事項の第2番目でございます。亜鉛と、それからカドミウムの排水基準の見直しでございます。これについて、それでは事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。

**児林環境保全課長**　環境管理室環境保全課長の児林と申します。よろしくお願い致します。

それでは、資料1-1が今の諮問文なんですけども、次の資料1-2、A3の横の資料をお開きいただきたいと思います。

亜鉛含有量の排水基準に係る経過措置の見直し並びにカドミウム及びその化合物に係る排水基準の見直しについての諮問についてでございますけども、まず初めに、法律と条例に基づきます排水規制の概要について簡単に説明させていただきます。

資料上段左側をごらんください。

水質汚濁防止法では、法で定める施設を設置する事業場に対しまして、全国一律の排水基準を設定しております。

大阪府では、水質汚濁防止法第3条第3項に基づく上乘せ条例を制定いたし

まして、法の対象事業場に対して、上水道水源地域では、健康項目について環境基準並みの排水基準を設定するなど、法より厳しい排水規制を行っております。また、法の対象とならない工場や事業場につきましても、生活環境保全条例で定める施設を設置する事業場につきましても、法対象事業場と同様の排水基準を設定しております。

排水基準の内容ですけれども、その右の欄をごらんください。

法対象事業場と条例対象事業場は、同じ排水基準を適用しております。今回御審議いただく亜鉛を初めとする一般項目の排水基準は、1日当たりの事業場からの平均排水量が**30立方メートル**、**30トン**以上の事業場に適用されております。また、今回御審議いただくもう一つの物質であるカドミウムを初めとする健康項目の排水基準は、排水量にかかわらず、すべての法・条例対象事業場に排水基準は適用されております。

次に、その下の横長の表で御説明いたします。

亜鉛とカドミウムの排水基準の詳細と今回御審議いただく具体的な内容でございますが、まず上の欄の亜鉛について御説明いたします。

亜鉛の排水基準は、法では日平均排水量が**50立方メートル**以上の事業場に1リットル当たり2ミリグラム、2ミリグラムパーリットルという値が適用されております。

これに対して大阪府では、上乘せの条例で1日当たり**30立方メートル**の排水を出す事業場にまで対象を広げております。また、生活環境保全条例の対象事業場につきましても、日平均の排水量が**30立方メートル**以上の事業場に2ミリグラムパーリットルの排水基準を適用しております。

資料の左下欄に、亜鉛の規制の経緯を記載しておりますけれども、亜鉛の排水基準は、昭和**46**年6月に排水基準が設定されたときは、1リットル当たり5ミリグラムパーリットルだったのですが、平成**15**年に水生生物の保全に係る環境基準といたしまして、亜鉛の環境基準が設定されまして、その後、平成**18**年に法の排水基準が見直されまして、平成**20**年に大阪府では、上乘せ条例と生活環境保全条例の排水基準の見直しをそれぞれ行いまして、2ミリグラムパーリットルに排水基準を強化いたしました。

その際、強化された排水基準に対応できない業種につきましては、経過措置を設けまして、そのときの基準でありました5ミリグラムパーリットルという基準を期限を定めて暫定基準として適用したという経緯がございます。

法律では、平成18年の法の見直し時には、金属鉱業などの10業種に全国で暫定排水基準を適用していましたが、昨年12月に経過措置の見直しが行われまして、現在では電気メッキや金属鉱業などの3業種に暫定排水基準が適用されているものでございます。

上の表に戻っていただきますけども、今回御審議いただくのは、表で網かけで表示しております上乗せ条例の経過措置についてでございます。

上乗せ条例では、電気メッキ業1業種のみに対して5ミリグラムパーリットルの5年間の暫定排水基準を平成20年4月から設けておりまして、この暫定排水基準の適用が本年度末の平成25年3月31日に期限を迎えることとなります。このため、この経過措置をどのように考えるのか、本審議会においてその見直しについて御審議いただきたいと考えているところでございます。

次に、カドミウムについて御説明いたします。

カドミウムを初めとする健康項目につきましては、人の健康の保護を図るという観点から、すべての法及び条例の対象事業場に対して排水規制を行っておりますが、府では上乗せ条例と生活環境保全条例におきまして、上水道水源の水質を保全するため、上水道水源地域に排出する事業場に対しまして、環境基準並みの厳しい排水基準を適用しております。

カドミウムもこの原則にのっとり、表の網かけ部分ですが、現在、上水道水源地域において、当時の環境基準と同じ0.01ミリグラムパーリットル、それ以外の地域においては0.1ミリグラムパーリットルという排水基準を当てはめております。

右の下の欄に、カドミウムに係る経緯を記載しておりますけども、カドミウムの環境基準が毒性評価の見直しに伴いまして、昨年10月に0.01ミリグラムパーリットルから0.003ミリグラムパーリットルに強化されております。

これを踏まえまして、法の排水基準の見直しにつきましては、今年度、国の中央環境審議会のほうで審議されると伺っております。そのため、本審議会に

おきましても、上乘せ条例と生活環境保全条例の排水基準の見直しについて、先ほどの亜鉛とあわせて御審議いただきたいと考えているところでございます。

最後に、その資料、右上の今後の予定でございます。

次回の本審議会が秋に開かれると考えておりまして、そのときに御答申をいただきまして、平成25年2月議会に上乘せ条例の改正案を上程させていただき、あわせて生活環境保全条例の施行規則の改正、つまり条例対象事業場の排水基準の改正ですけれども、その手続を進めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

**奥野会長** ありがとうございます。御説明、ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対しまして、御質問あるいはコメントございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

従来から、大阪府としては結構厳し目のことをやってきてるわけですが、それを継続的にするかどうかについて集中審議をしていただくということで、従来どおりで参りますと、これ集中的にこの秋までにしないといけませんので、専門部会を設けるということをずっとやってまいりました。関係条例の第6条第2項に、専門部会を設けるということが可能になっておりまして、専門家に集中的にこれを審議していただいて、ここでまた皆さんと一緒に御議論いただく、そういう手続きをとりたいと思いますが、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

じゃあ、そういうふうにさせていただきたいと思いますので、専門部会を設ける組織、運営について、事務局のほうから提案していただけますか。

**児林環境保全課長** ありがとうございます。

それでは、その次の資料1-3におきまして、審議会の下に水質規制部会というものを設けるに当たっての運営要領の御提案でございます。

水質規制部会の組織、運営につきましては、まず第1、趣旨でございますけれども、水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準、つまり上乘せ排水基準を決める条例でございます。それと、大阪府生活環境の保全に関する条例に基づく排水基準について、専門的な見地から調査検討を行うためとしております。

次に、第2の組織につきましては、(1)で、条例第2条第1項第1号に規定する委員。これは環境審議会条例でございますけども、つまり、本審議会での学識経験の先生方、委員3人以内と、条例第3条第2項に規定する専門委員の方、若干の方を審議会の会長に御指名いただきまして組織することとしております。

また、(2)では、審議会条例第6条第4項に基づき、部会に部会長を置かせていただきまして、審議会の会長様が指名する委員がそれに当たること。

(3)では、部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長を指名する者がその職務を代理すると規定しております。

次に、第3の会議では、部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となること。

第4の補則では、この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定めると規定しております。

以上が、設置を認めていただきました部会の設置組織及び運営に関するこちらからの御提案でございます。どうぞよろしく願いいたします。

**奥野会長**     ありがとうございました。

今、御提案いただきまして、ここの資料1-3にございますように、水質規制部会というのを設けたいと思いますが、今の説明に対しまして御質問、コメントございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特にないようですので、当審議会に水質規制部会、この新しい部会を設置することで、原案どおり承認されたということにさせていただきます。どうもありがとうございます。

それでは、水質規制部会をこういうふうを設置するわけですが、この中に書いてございますように、委員と、それから部会長につきましては、会長のほうから指名するというように決められております。そういうふう提案させていただいておりますので、一応この後どういうふうにするかということについては会長に一任させていただくということをお願いしたいと思っております。

後日、この定められた委員3名プラス若干名の委員会を報告させていただいて、そこで集中的に審議していただくということにさせていただきたいと思

ます。どうもありがとうございます。

本日の審議事項につきましては以上でございまして、それでは報告事項のほうに移らせていただきます。

まず、報告事項の第1番目は、温泉法に基づく温泉掘削等許可についての報告でございます。これと、それから地下水の水質測定計画でございますが、まず、温泉法に基づくこの件に関しましては、条例の定めによって、これ常設部会でございますので、そこで審議されたことがこの審議会の結論といたしますか、そういうことになりますので、ここでの決議になるということで、報告なんですけど、ここでの決議にみなされる、こういう仕組みでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、温泉法に関するこの問題につきまして、部会長の益田委員のほうから報告お願ひしたいと思ひます。

**益田委員** 益田でございます。では、報告させていただきます。

前回の大阪府環境審議会開催以降、温泉部会を平成24年2月16日に開催いたしました。そこでの結果について報告をいたします。

それでは、お配りしております資料2をごらんいただきたいと存じます。

平成23年度第2回温泉部会では、知事から諮問のありました温泉掘削許可申請3件及び温泉動力装置許可申請1件につきまして審議いたしました。

温泉掘削許可申請につきましては、既存温泉への影響など、温泉の保護という観点から、申請地の地質状況、掘削深度などについて審議いたしました結果、許可することに支障なしと決議いたしました。

裏面に申請が挙がっております。参考になさってください。

また、温泉動力装置許可申請につきましては、申請の動力装置が温泉源の保護の観点から、その温泉井戸に合わせた適正な能力であるかどうか審議いたしました結果、許可することに支障なしと決議いたしました。

以上でございます。

**奥野会長** ありがとうございます。

4件につきまして、支障がないというふうに認めたということでございますが、何か御質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

どうも益田先生初め、この審議に対してありがとうございます。

では、先ほど申し上げましたように、この部会での結論が審議会での決議ということになります。

続きまして、次の報告も、地下水の測定計画でございますが、平成24年度公共用水域及び地下水の水質測定の計画につきまして、これも同じように部会で話し合っていて、それが審議会の決議ということになりますので、御報告お願いしたいと思いますが、部会長の代理で、益田先生、もう一度お願いしたいと思います。

**益田委員** 水質測定計画部会の部会長代理をしております益田でございます。海老瀬前部会長が本審議会委員を御退任されたため、私から昨年度に開催された部会の報告をいたします。

平成24年1月31日付で、知事から、大阪府環境審議会条例第6条第1項の規定に基づき、平成24年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について、環境審議会に諮問がなされ、同日、水質測定計画部会で審議いたしましたので、その決議事項について報告をいたします。

資料3-1をごらんください。

まず、2ページをごらんください。

河川や海の公共用水域及び地下水の水質の常時監視につきましては、水質汚濁防止法に基づき実施されているものです。大阪府は、測定項目、測定地点などを定めた公共用水域と地下水の測定計画を毎年策定した上、国や府内11市と分担して調査を実施し、府が取りまとめております。

この測定計画は、水質汚濁防止法や国の通知などに基づきまして、大阪府環境審議会の水質測定計画部会で審議して策定することとなっております。

同じページの下のほうをごらんください。

平成24年度の公共用水域測定計画について、概要を御説明いたします。

測定地点については、河川は利水状況を考慮しつつ、また海域は地形、潮流などを考慮し、汚濁状況を総合的に把握できるとの考え方により設定をしています。また、環境基準の達成状況を把握するための環境基準点に加えて、準基準点を追加しています。

平成24年度の調査地点数は105河川、144地点及び海域22地点となっています。地点図は、4ページの図1に示しております。また、底質についても、河川49地点、海域15地点で調査を実施することとなっています。

次に、測定項目ですが、人の健康の保護に関する環境基準項目、生活環境の保全に関する環境基準項目及び排水基準や水域の特性把握に必要な項目を5ページの表1のとおりを設定しております。

健康項目、生活環境項目、特殊項目、要監視項目などについて、河川83項目及び海域57項目となっております。

測定回数は、6ページの表を原則として、測定地点ごとに過去の検出状況、利水状況等を考慮の上、設定しております。

3ページに戻っていただきます。

地下水の測定計画につきましては、府域の全体的な地下水の水質の状況を把握するための概況調査、概況調査等により新たに発見された汚染についての原因究明等のための汚染井戸周辺地区調査、汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染地域の監視のための継続監視調査の3種です。

平成24年度は、概況調査は81地点、汚染地区における継続監視調査を140地点で実施することになっております。なお、140地点のうち3地点については、継続監視調査を終了するための基準を満足し、調査を終了するため、平成24年度の継続監視調査地点数は137地点ということになります。

平成23年度水質測定計画からの主な変更点ですが、公共用水域につきまして、過去の検出状況等に応じ、今井戸川において硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の測定回数を増加させたり、槇尾川においてジクロロメタンの測定回数を減少させるなど、測定頻度の効率化あるいは重点化を行いました。

また、カドミウムの環境基準値の強化など、告示が一部改正されたことに伴い、公共用水域及び地下水について、カドミウムの環境基準値及び測定方法などについて修正を行いました。

部会における審議の結果、資料3-2の冊子に示しますとおり、平成24年度公共用水域及び地下水の水質測定計画を承認いたしました。

続いて、平成22年度における大阪府域の河川水質の現況について御紹介しま

す。

なお、平成23年度の測定結果については、現在、大阪府において、関係機関調査分も含め精査を行っているところと聞いております。

健康項目につきましては、ジクロロメタンが1地点、ほう素が9地点の計10地点で環境基準を達成しませんでしたでしたが、その他の25項目につきましては、全調査地点で環境基準を達成しました。

環境基準を達成しなかった要因ですが、ほう素超過の9地点については、海水の影響によるものであり、ジクロロメタン超過の1地点について原因は特定されませんでした。

次に、河川の代表的な有機汚濁指標であるBODですが、7ページの図2をごらんください。

この図にお示ししたとおり、大阪府内の主要河川について、昭和46年度から平成22年度までのBODの推移を示しております。この間にBODが大幅に改善されていることがおわかりいただけることと思います。また、平成22年度の環境基準の達成率は85.2%と過去最高でした。

平成22年度における海域の現況ですが、健康項目につきましては、全調査地点で環境基準を達成しました。海域の代表的な有機汚濁指標であるCODにつきましては、兵庫県域を含め12水域に類型が当てはめられていますが、そのうちC海域全7水域及びB海域の1水域で環境基準を達成しており、環境基準の達成率は66.7%でした。

次に地下水ですが、府域全体の地下水質の状況を把握するための概況調査は、平成元年度から実施しておりまして、平成18年度から22年度の5年間の測定地点と環境基準超過地点について図3に示しております。平成22年度における概況調査は79地点で実施し、74地点で環境基準を達成しました。これは93.7%に当たります。

以上でございます。

**奥野会長**     ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対しまして、御質問あるいはコメントございませんでしょうか。

22年度の実績といいますか、計測結果と、23年度が、今ちょっと少し待って  
くださいということで、24年度の計画はこういうふうにしますと、今、大体ず  
っとやってきてるところでいきますから、特に大きな問題はないとは思って  
ますが、何かコメントございませんでしょうか。

**栗原委員** 7ページの図2のグラフなんですけれども、今、御説明いただいた  
ように、BODの数値が、昭和46年ですか、ずっとよくなってきているという、  
グラフで御説明いただいたんで、ちょっと教えていただきたいのが、平成元年  
ぐらいでぐっと下がってきたのが、その後ちょっと平成6年ぐらいに向けて、  
大和川とか大津川ですか、このあたりがちょっとまた数値が上がって、また下  
がってるというのは何か。あと、大津川、また平成12年、13年あたりでもちょ  
っと上がってるというのは、何かこれは原因があつてのことなんでしょうか。

**奥野会長** どなたか。じゃあ、事務局のほうから。

**児林環境保全課長** 御説明いたします。

平成元年ということですね、その後、平成5年、6年に上がっておりますけ  
ども、これはその年が、ちょうどその時期、渇水期、大渇水の影響ということ  
で水量が減ったがために、結果的に水質が上がるということがございました。

その後、また12年から14年にかけて、大津川のBODの平均が高い傾向なん  
です。これも降水量が大阪、比較的少ないということがございまして、その影  
響があらわれたと考えております。

よろしいでしょうか。

**栗原委員** ありがとうございます。

**奥野会長** よろしいでしょうか。ほかにございませんですか。

大きな問題ではないという意味でしょうかね、気候変動の中のことで、  
全体的に昭和46年ぐらいからずっと下がってるというのは、大体、我々にとっ  
てはいいという、そういう方向で行ってますので、安心していいんだと思いま  
すが。

ほかにございませんですか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

そしたら、この計画どおりこれを実施して、次のときに、23年度も多分出て

くると思いますので、そういうふうにさせていただきたいと思います。

報告事項も、一応、今の2件できょうは終わりでございまして、その他のところに、新たなエネルギー社会づくり検討部会の検討状況をお話いただくことになっております。これについては、事務局のほうからお願いしていいんですかね。お願いします。

**金森エネルギー政策課長** 本年4月1日付で設置されましたエネルギー政策課課長の金森でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元の資料4をごらんいただきたいと思います。

本年1月25日に、本審議会に新たなエネルギー社会づくりについて諮問をさせていただきました。その後の検討状況につきまして、本日は御報告をさせていただきます。

裏面下段に、参考といたしまして、御審議をいただいている委員の先生方のお名前を記載させていただいておりますが、水野先生に部会長をお願いいたしまして、委員3名、専門委員3名の計6名の先生方に、法律、経済、あるいは建築等のそれぞれ御専門の立場から御審議をいただいているところでございます。

表面に戻っていただきまして、背景、課題等につきましては、諮問時に御説明をさせていただいておりますが、昨年3月の東日本大震災、そして原子力発電所の事故、こうした事態を踏まえまして、エネルギー問題というのが国民的な大きな課題になっております。とりわけ関西地域におきましては、関西電力の原子力発電への依存度が高いということもございまして、冒頭の部長のあいさつにもございましたように、今夏、非常に厳しい電力需給状況ということになっております。

このような中で、私ども自治体におきまして、改めてエネルギー問題について需要者側から考え直すということで、新たなエネルギー社会づくりに向けた検討をお願いしているところでございます。

2に、この間の部会の開催状況を記載しております。1月25日に諮問をさせていただいて以降、計5回、おおむね月1回程度、御審議をいただいております。

審議内容につきましては、（２）にごございます観点、省エネ型ライフスタイルへの転換、再生可能エネルギーの普及拡大、さらに電力需要の平準化と新たな電力供給の安定化、そして新エネルギー関連産業の振興という四つの観点のうち、この５回につきましては、主に最初の省エネ型ライフスタイルの転換と再生可能エネルギーの普及拡大という二つの観点を中心に御議論をお願いしてまいりました。

審議経過は、（３）のとおりでごございまして、特徴といたしましては、先生方に御議論をいただくだけではなく、エネルギー供給事業者や省エネについて事業者や家庭にアドバイスをされている方、あるいは建築物の建材等の省エネ機器メーカー、あるいはコミショニング等をされている団体などの専門家の方のヒアリングを交えて御審議をいただいております。

現在のところ、一つのまとまった方向性というものは取りまとめには至っておりませんが、裏面の（４）部会での主な意見というものを御紹介させていただきます。

二つの観点につきまして議論を深めていただいておりますが、省エネ型ライフスタイルへの転換につきましては、一つは、便利、快適な生活というのみならず、上手な生活、いわゆる賢いスマートコンシューマーを養成するというようなことが重要ではないか。あるいは、そういったスマートコンシューマーを養成するためにも、省エネの提案ができるような専門家、アドバイザーなどの育成、あるいは事業支援などが必要ではないか。さらには、その前提として、エネルギー供給事業者側からさまざまな情報の開示がなされなければいけないのではないかというような御意見をいただいております。

また、省エネ・省CO<sub>2</sub>機器の普及につきましても、これまで一定普及が進んできてはおりますけれども、予算が限られた中で、さらに積極的な導入促進を図るためのインセンティブのあり方、税制等も含めて御意見が出ております。

さらに、住宅・建築物の省エネにつきましては、大阪府内は他県に比べて若干省エネ化の比率が少ないというようなこともございます中で、エネルギーの消費割合が大きい既存ビルの省エネ化の重要性、さらに一定期間ごとにそれを確認、チェックしていくような仕組みを簡易にできないかということ、あるい

は新築時に断熱性能が高いものなど、より省エネ性能のすぐれた建築物を普及させていく工夫等についての御意見が出ております。

二つ目の再生可能エネルギーの普及拡大に関しては、大阪府内は、総務省の調査によりますと、ポテンシャルがあるのが太陽光発電にほぼ限られているというような前提もある中で、こういった形で新たな再生可能エネルギーの普及を進めていくかということを経験していただいておりますが、今般、国のほうで買い取り制度ができましたこともありますので、そういったことも前提に、今後の再生可能エネルギーの普及拡大について、今後、御審議を深めていただきたいと考えております。

最後に、今後の予定でございますが、当初の予定では、7月ごろに部会の取りまとめを御報告させていただくつもりでございましたが、御承知のように、現在、国におきまして、新たな電源構成のあり方について議論が進んでおります。6月中に選択肢が提示され、7月に国民的議論を経て、8月におおむね方向性が取りまとまるということになっておりますので、今夏の国の議論等を踏まえまして、私どもも審議をお願いしたいと考えております。

したがって、7月という当初の予定を少しおくらせていただきまして、国の議論の方向性が出ました後、秋ごろに御報告をさせていただきたいと考えております。

新たなエネルギー社会づくりの部会についての検討状況は以上でございます。

**奥野会長** ありがとうございます。

そういうことで、この前、諮問を受けて、部会をつくって検討していただいておりますが、ちょっと今、現況報告ということで、これに関していろいろな御意見あるいは御質問。

**辻本委員** 新築の建物に関してのこの議論をされてるんですけど、一番大きな問題は、もう今現在建っている建物の中でどう省エネ化をするということだと思っておりますので、そここのところも御議論いただくように、よろしく申し上げます。

**奥野会長** よろしいですか。御希望ということなので、はいと言って……。

**金森エネルギー政策課長** わかりました、はい。

**奥野会長** 大きな問題だと思いますので、確かに。

ほかにございませんか、御指摘あるいは御質問。

**水野会長代理** 部会長を仰せつかっております水野でございます。

若干、私見も含みますが、基本的な位置づけというか、皆さん十分おわかりかと思いますが、この場をかりて、少し方向性というか、そこら辺のお話を簡単にさせていただきたいと思います。

今までは、国といわゆるサプライサイドである電力会社、ガス会社が、石油会社もそうなんですが、いわゆるメガワットという形で、巨大なシステムでとにかく大量に供給すればいいと、非常に高級なエネルギーを供給すればいいという、そういう発想でやってきたものを、やっぱりデマンドサイドということになると自治体になるだろうという、デマンドサイドからの発想で、これはさっきのあれはメガワットなんですが、デマンドサイドから消費を主として減らしていこうというのはネガワットと言いますが、メガワットからネガワットに変えていくという。これは、これから本当にとるべき課題だと私は思っています。

デマンドサイドからの発想という、今までと何が違うのかということは、これはいろんな側面があると思いますが、これもちょっと私の私見なんですが、やはり多様性、メガワットですと、とにかく安定の高級なエネルギーを大量に供給すればいいというので、需要の多様性というのを無視して今まで施策が進められてきた。それが、やっぱり需要の多様性、大きな事業者から小さな事業者、集合住宅から1戸建てというような形で、あるいは生活のスタイルもいろいろありますので、そういう多様性というのをできるだけ生かしていった施策を、これからそういうシステムづくりをしていかないといけないという、そういうことになると思いますね。

そうすると、一つ困ったことは、なかなかそういったものはビジネスにはならないというような形で、いかに地域の資源を有効に使ってみんなが共同できるシステムですね。お金はもうからないかもしれないけども、そのかわり、さっきスマートコンシューマーというようなキーワードがありましたけれども、できるだけみんながそこに参加できて、ただエネルギーが「見える化」だけではなくて、見えて、それを行動につなげていくために評価をしていかないとい

けないと、そういう課題があると思います。

ですから、そういうものをどうしていくのかというのも、今、これ非常に大きな課題でして、これはまだ報告書にどういう形で載るかはわかりませんが、前回の議論なんかでは、大阪というところはエネルギーを研究している大学もいっぱいあるだろうと。

それから、一つ大きなことは、専門技術者としての学協会の近畿支部とか大阪支部とか関西支部とか、そういうのがたくさんありますので、そういうのと連携をして、省エネアドバイザーとか、そういう、あるいは一般の市民が自分で動かして、環境家計簿みたいなものですが、そういう開発を学協会と連携して、場合によっては、今、学協会も社会貢献をするというのが、一般法人と公益法人というのがありまして、そういう側面もいっぱいあるので、ぜひこれは大阪でこういうものを生かすべきだみたいな、地域にある太陽光という資源だけじゃなくて、そういう知的といいますか、技術的な資源を大いに活用してやっていかないといけないというような案も挙がっておりまして、これは実行可能かどうかわかりませんが、前回の諮問をいただいた会議のときにも、実行可能性ということを重視すべきだということを委員のどなたかからも御指摘を受けておりますが、私はもう大きな数値をどんと出してやるということではなくて、実行可能性をしっかりと追及していくと。

それから、最近のエネルギーの議論では、やむを得ないところがあるんですが、安心・安全とか、そういうことが突出して、この環境審議会の主たる目的である「環境」というキーワードも、それから「コスト」というキーワードも表に出ていなくなって、私はもっときっちりとバランスをとって議論すべきだと思っておりますので、できるだけ実行可能性ということを重視して、デマンドサイドをいかに活性化していくかということに、少し時間をいただきましたので、議論を深めていきたいなと思っております。

きょうは、そういう方向性だけ皆様方に御紹介させていただきました。

どうもありがとうございました。

**奥野会長**　少し具体的にイメージを持っていただけたんではないかと思うんですが、何か御意見、あるいは希望、コメントございませんでしょうか。

エネルギーのこういう問題、いろんなところで取り上げられるんですけど、我々としては、今、環境審議会という、こういうところで挑戦的に、私としてはちょっと挑戦的だなと。環境審議会の環境の視点からここをまとめるというのは、ちょっと、例えばエネルギーだったら経産省とかさっ行きそうな感じなんですけど、ここをちょっと水野先生に頼んだら、今のような視点があつてだと思うんですね。

ちょっと、先ほど希望を出していただいたように、もし何かほかにこういう点もぜひ議論してほしいというようなことがあればいいのではないかと思います。すが、いかがでしょうか。特にございませんですか。

少し、当初、7月ぐらいまでにまとめたいということでしたけど、国のそういう動きもございいますので秋にしましょうということですので、水野先生にはちょっと、少し時間ありますということで、もうちょっと深めていただくということをお願いしたいと思いますし、私としては、環境審議会という場でこれ答申して部会つくりましたので、やっぱりその視点を、実行可能ということは施策の上では非常に重要なことなんですけど、環境審議会のその視点というのをちょっと出していただくということをぜひ希望したいと。

ほかでも、このエネルギーに関しましてはいろいろしておりますので、水野先生にはそういうふうをお願いしたいなというふうに、個人的にはすごく思っております。

よろしいでしょうか、皆様のほうから何かございませんか。

それでは、引き続き部会の皆様には御検討いただいて、来たるときに報告いただくようお願いしたいと思います。

用意いたしました、一応、報告、その他は以上でございしますが、そのほかに事務局のほうからお願いします。

**水丸地球環境課長** 地球環境課長の水丸でございます。

冒頭の部長のあいさつでもございましたですけれども、この夏の節電の取り組みにつきまして、近畿経済産業局さんのほうからも資料の配付をいただいておりますので、大阪府の資料とあわせて節電の取り組みということについて御説明をさせていただきます。

ちょっと長くなるかと思しますので、座って説明させていただきます。

まず、資料でございますけれども、一番上に、今夏の大阪府の取組みという資料が一つございます。その次からが、近畿経済産業局さんから御提供いただいた資料でございます、「今夏の電力需給対策について」に対するご協力をお願い、それから、あとパンフレットが2冊、夏季の節電メニュー（事業者の皆様）、事業者向けのパンフレット、それから最後に夏季の節電メニュー（ご家庭の皆様）ということで、家庭向けのパンフレットでございます。一応、このパンフレットにつきましては、また後ほどごらんいただければと考えております。

まず、ちょっと簡単に、これまでの経過について御説明をさせていただきます。

この近畿経済産業局さんの資料の冒頭でございますように、本年5月18日に開催されました政府の電力需給に関する検討会及びエネルギー・環境会議の合同会合におきまして、今夏の電力需給対策が決定をされております。

この資料の後ろのほうに、この夏の全国の節電の目標でありますとか、期間等が記載されております。

この中で関西につきましては、先ほど金森課長のほうからの説明でもございましたように、関西電力管内、関西電力の原子力発電の比率が非常に高く、その中で原子力発電所が福島事故以降、順次停止してきておるということで、特に需給バランスが厳しいということで、他地域を超える節電目標、対一昨年比15%以上の節電ということが求められております。

詳細につきましては、またこの中を見ていただければと思っておりますけれども、この節電目標の設定に際しましては、今回、中西日本全体での節電への協力を要請することにより需給バランスを保つことを前提としているため、最も需給バランスの厳しい関西電力管内での率先した節電対応が極めて重要となっているということが書かれております。

それでは、ちょっと戻りますけれども、大阪府のほうの資料をごらんいただけますでしょうか。今夏の大阪府の取組みということで、これは6月14日に開催いたしました第2回大阪府緊急節電対策プロジェクトチームの会議資料から

抜粋をしたものでございます。

この中で、冒頭、部長の御発言にもありましたように、今夏の節電対策アクションプログラムということでいろんな内容を記載しております。

国のほうでは、先ほど申しましたように、5月18日の国の会合で節電目標が決定されまして、これを受けまして5月19日に関西広域連合におきましても、関西としての節電目標を、国、関西電力と整合を図る形で、平成22年度比で15%以上という節電目標、それから期間を定めてございます。

大阪府におきましても、5月25日にこのプロジェクトチームを発足させまして検討してきた経過として、6月14日の第2回会議で取りまとめを行ったところでございます。

パワーポイントのツーアップの資料になっておりますので、その下、1ページ右上に丸囲み数字で1ページと書いているところでございますけれども、背景といたしまして、この夏の電力需給の見通しについて記載をしております。

この中で、左側のグラフの上のところ約15%のギャップということがございます。それから、関西広域連合としての節電目標15%を設定ということもございますけれども、これは国のほうの目標設定でも共通でございますが、この15%がそのまま節電目標の15%ということにつながっているわけではございませんで、この15%、これに安定供給に必要な予備率、大体3%と言われておりますけれども、それを見込むと約18%となります。

関電管内だけで見ますと、平成22年度比で言えば20%程度の節電が必要となるところでございますけれども、これは中西日本全体での調整ということで、供給力に若干余裕があります中部・北陸・中国電力の管内にも節電を要請して、それによって生み出された供給力の余裕を持って、他地域からの融通という形で関西のほうに供給をしていただくということを前提にして、そういう調整をして15%という形で設定されたものでございます。

次のページをごらんください。

2ページ目につきましては、節電が必要な期間を需給ギャップとあわせてお示ししております。7月2日から9月7日までが節電要請期間となっております。

それから、その下、3ページ目でございますけれども、節電が必要な時間帯ということでございます。夏の電力需要につきましては、やはり冷房需要が非常に大きいので、朝に需要が立ち上がって、午後、特に13時から16時ごろに非常に高い需要になるということでございます。このため、節電要請の時間帯としては9時から20時、その中で特に電力需要の多い13時から16時で重点的な節電が必要ということでございます。

その次のページに参りまして、4ページでございます。

4ページは、今夏の節電対策の取り組みを、今夏の節電対策アクションプログラムということで、対策の対象、それからソフト対策、ハード対策等の対策の性格と申しますか、そういったもので体系的に整理したものでございます。

本日は、このうち府庁の夏の節電実行方針、府庁の対策の部分と、それから家庭の節電を促進するための取り組みについて、ちょっと重点的に御紹介をさせていただきます。

次、その表の下の5ページでございますけれども、大阪府庁夏の節電実行方針の概要ということでございますが、これは6月14日のPT、プロジェクトチームの会議において承認されましたので、一応（案）は取れた形になっております。

節電目標といたしましては、オフィス系の職場で、平成22年度の電力使用量より15%以上の削減を目指すということでございます。なお、咲洲庁舎につきましては、府庁の部局の移転が22年度末ごろに多く行われたということで、23年度比5%以上の削減を目指すということにしております。

そのほかに電力ピーク時のピークカットまたはピークシフト対策を行うなどの目標を掲げております。

取り組み期間は、節電要請期間と同じでございます。

ページめくっていただきまして、次の6ページでございますけれども、ここに主な対策、取り組みの実施内容ということで記載をさせていただいております。主に、空調、照明、パソコン等のOA機器、それから電気製品、その他ということで整理をさせていただいております。

特に、この夏の対策といたしましては、昨年の夏の関東のほうの東京電力管

内の節電の中で、照明の間引きといいますか、照明の対策が非常に確実で、また効果的であったという、そういう経験も踏まえまして、照明について間引きまたは消灯により、照明照度は原則として**300**から**500**ルクス程度とするということで、そういったことなどで照明にある程度重点を置いた形で考えております。また、そのほかにも、電気製品の関係、あるいはOA機器等の対策を昨年の夏以上の内容を実施することとしております。

それから、次、7ページ、下の表でございますけれども、ピークカット・ピークシフト対策ということで、まず一つは、昼休み時間のシフトを実施いたします。これまで通常時は**12時15分**から**13時**までが昼休みでございましたけれども、この節電要請期間中は**13時30分**から**14時15分**までに昼休みをシフトするということで、先ほどの節電が必要な時間帯という中で、これ**12時**ごろに一度ちょっと需要が落ちております。この需要が下がっているのは、昼休みということで、照明を消灯されたりとかいうことで需要が下がっていますが、これを需要の多い**13時**から**16時**の間、特に**14時**ごろがピークということですので、この時間帯にかかるようにずらすということでございます。

それから、**13時**から**16時**は、電気使用機器の使用を控えますということで、例えば会議等をこういう時間帯に設定して、できるだけOA機器を使わないようにするとか、あとシュレッダーなんかは**13時**から**16時**の間は使用しないといったような形で、ピークのシフトに努めたいと考えております。

それから次のページ、8ページのほうに移りまして、節電の推進体制といたしまして、副知事をプロジェクトチーム長とした庁内横断のプロジェクトチームのもと、環境マネジメントシステムの体制を活用して節電の進行管理を行うということでございます。節電管理責任者として環境政策監、以下、各部局の節電総括責任者とか、各所属ごとの節電推進員等を置いて、自主的な節電の取り組みに努めるということでございます。

それから、さらに電力需給逼迫時の対応ということで、電力需給の逼迫がほぼ確実、これ昨年から関西電力のでんき予報の中で、使用率**97%**を超えると判断される旨の通報が関西電力から、これは府だけではなくて、府市町村、それから一般の方も含めてそういう通報がされた場合でございますけれども、その

ときの対応といたしまして、冷房運転の停止でありますとか、安全管理上、必要最低限の照明を除いてすべて消灯するとか、すべてのパソコン、コピー機等のOA機器の電源のシャットダウン、これは窓口業務等、必要やむを得ないものは除いて、こういうふうな対応をしていこうということでございます。

それから、次、ページをめくっていただきまして、**10**ページでございますけれども、非常用発電機の活用ということで、下水処理場で実質こういう対応可能なところについては、需給逼迫時には使用可能な非常用発電機を稼働させるということで、これにつきましては、現在、国や関西電力などの関係機関と必要な準備調整を進めているところでございます。

以上が、府庁としての取り組みでございますけれども、次に家庭の取り組みを促進する方策について三つ御紹介させていただきます。

一つは、家族でお出かけ節電キャンペーンということで、冒頭、部長のあいさつの中でも、苦役を伴うものではなく、楽しんでいただきながら節電にも取り組んでいただくということで、夏の昼間、暑い時間帯に家族でいろんなところに出かけていただいて、家庭のエアコンを切るなり、家庭の節電に努めていただくということで、府民、市民の皆様がピーク時の時間帯に滞在できる公共施設での企画でありますとか、民間企業のほうにも御協力いただいて、お得に楽しく外出していただける特典・サービスなどを展開するというところでございます。

参加状況については、6月14日時点のものを一応ここで記載しております。その後、またふえているというか、民間の企業、施設の中でまた具体化したものについては、随時、ホームページのほうに追加をしていくということでございます。

なお、このホームページでございますけれども、大阪府のホームページの中に、6月13日に節電のポータルサイトというのを開設しております、そちらのほうにこのお出かけキャンペーンですとか、そのほかのいろいろな節電対策のことは、そこから全部見ていけるというような形で整備をしております。

それから、その次のページ、**12**ページと、それから**13**ページでございますけれども、**12**ページ、節電トライアル宝くじ、それから**13**ページの小学生夏の節

電チャレンジでございますけれども、この二つにつきましては、もともと関西電力のほうで、家庭向けにいろんな節電を促進するための方策というのを考えておきまして、検討してこられてる中で、それに関西広域連合としても、これにプラスアルファをする形で、より一層の節電の促進、取り組みの促進をできないかということで実施しようということになったものでございます。

節電トライアル宝くじにつきましては、関西電力が実施する節電トライアルにおいて15%以上の節電を達成した御家庭に、広域連合から抽選で賞品をプレゼントするという仕組みをつくりまして、広く呼びかけることで節電を促進しようというものでございます。

また、小学生夏の節電チャレンジにつきましては、小学生を対象に節電の取り組みを、絵日記といいますか、そういう取り組んだ内容を記入していただいて、それを関電のほうに送っていただくと。それに対して、関電のほうも粗品等を進呈するというものに、それに加えて、広域連合として、ここに書いてありますような景品を抽選でお届けするというものでございます。

こういったことで、少しでもそういう楽しみといいますか、しんどいことをするというだけでなく、一定、何か楽しみを持っていただきながら、節電に今まで以上に取り組んでいただければということで、こういった取り組みを、関西広域連合、それから関西電力と連携して実施するというで、大阪府としてもこれら節電ポータルサイトにも掲載しておりますし、大阪府としてもこのようにしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

以上が、府庁の率先行動と家庭を対象とした取り組みでございますけれども、このほか事業者に対しましては、各種のセミナーや説明等活用いたしまして、節電の啓発や協力要請を行っております。

また、今後、近畿経済産業局さんとも協力しながら、あと府庁の中の商工労働部さんとかほかの部局とも協力しながら、こういった事業者さんへの働きかけ、啓発等を行ってまいりたいというふうに、既に実施しているものもございますけれども、そういったことをしていきたいと考えております。

最後に、部長のあいさつにもございましたが、大飯原発の再稼働が6月16日に正式に決定されまして、今後、政府による電力需給の見通しとか対策の見直

しが行われるかとは存じますけれども、もし見直しが行われれば、広域連合としてもまた見直しをしていくことになるであろうとは考えております。

しかしながら、大飯3・4号機のフル稼働までは約6週間を要するというところでございますとか、これまで長期間フル稼働を続けてきました火力発電所のトラブルリスクが非常に高まっているということで、そういったことを考えますと、電力需給は引き続き厳しい状況にございます。気を緩めることなく節電に取り組んでいただきますよう、改めてお願いいたしまして、説明を終わらせていただきます。

以上でございます。

**奥野会長** はい、わかりました。

皆さんのほうから、ただいまの説明に何か御質問あるいは希望、ございませんですか、コメント。

**辻本委員** 家族でお出かけ節電キャンペーンの中に、植物園というのが入っているんですけども、私も植物館を運営していますが、実は非常にこの夏の間は暑くて、皆さん、ほとんど人が来ないという状態なので、これされるなら夜あけるとか、営業時間を変えるという。私ところは、夜のツアーとか言って、夜あける期間を設けてるんですけど、そういうのに変えられたほうが、実質的なことから言うとあんまり効果がないんじゃないか。博物館とか図書館というのは、クーラーがかかっているんで。何で植物園が選ばれたのかというのが、私もそれ言われて、何考えてはるのかなと。多分、担当している人たちは、かなり文句を言われると思うので、そこら辺のところをオープンされる時間を変えるとか、そういうことで対応できるなら、それをしたほうがいいんじゃないかなと思います。

**奥野会長** ありがとうございます。

建設的な御意見ですが、御検討いただけますか。何か、よろしいですか。

**水丸地球環境課長** 今回、節電のためのということで、特に夏、昼間のピークを少しでも抑えるためということでございます。また、植物園の施設によって、ビジターハウスのところで冷房がきいたところがあったりということもございますので、一応そういうことも含めて、植物園で昼間の節電対策の関係という

ことでしております。そのあたりちょっと、来館をふやすということが目的ではございませんで、その辺御理解いただきたいと思えます。

**奥野会長** 今の指摘は、プール、博物館、図書館と書いてあって、そこへ植物園と書いたら同じに見えるじゃないですか。そういう指摘なので、それは検討しますということで。

ただ、このパンフレットはもうできちゃってるんで、そのときに多分、何かそういうことを説明するとか、そういうことですので、ちょっと御検討をお願いしたいと思えますが。

ほかにご覧いませんか、御指摘。

**松林委員** 環境審議会の委員の皆さんにお願いがございます。

大阪湾の環境ですけど、今の大阪湾は、審議会で諮ってもらって、水質汚濁防止法ですか、もうその成果ですごいきれいな海になったんです。

泉佐野市の出身ですわ、泉佐野市で暮らしてます。目の前が関空、それで連絡橋があります。その連絡橋のところの海域は、今までやったら、もう夏の今の時期であれば茶色い海が主なんですよ。今はもう茶色い海と違って、ほんまに沖縄みたいなもう真っ青な海なんです。その真っ青な海の中には、もう生きている生物というか、魚というんか、1匹もおりません。

環境の面で人が一番大事やと思えますけど、人も魚も共生できるような豊かな海に、ちょっと環境のほうからでも御議論というか、何とか豊かな海になるような議論というか、できませんかな。

今のこのままでいったら、大阪湾だけと違って、瀬戸内海、皆あきません。魚ないというのは、ある程度、ほかの府県の方々も同じ意見です、栄養塩が少ないと。今、ここ10年ほどで、大阪湾にしる、瀬戸内海にしる、赤潮という、海水が真っ赤になって、そこの上を通れば生物が皆死ぬというような赤潮が起こるような状況、状態というのかな、もうそれは年々、赤潮も起こらないような海になってるんですわ。

ということは、プランクトンがもうものすごい減少して、ないということです。プランクトンがないということは、小さな小魚は絶対あきません。その小魚を追って食べる大きい魚もあきません。もうこのままいけば、大阪湾、死の

海になるかもわかりませんよ。そやから、きれいにするのも大事やと思いますけど、生物が生きれるような海にしてくれるように、ちょっと努力してくれませんかね。お願いしときます。

**奥野会長** どなたか、コメントございますか、事務局のほうから。十分あったと思いますけど、どうぞ。

**児林環境保全課長** 委員御指摘のように、瀬戸内海で大阪湾以外につきましては、水質がかなりよくなっております。

ただ、赤潮とか貧酸素水塊は、残念ながらまだ依然、大阪でも若干起こっております、極端に改善されたということは実はないと我々は認識いたしております。

ただ、水産業について、栄養塩類が足りないという御意見は多く受けておりました、取り組みにおきましても、この審議会でも御審議いただきました総量削減計画の結果について、国の検討の中でも議論されておりました、特に栄養塩につきましては極端な削減を求めたものでございませぬので、それについて次期の削減計画の中でも特に議論なされると思いますけども、漁獲高につきましては、適正な栄養の管理ということを議論されております。

また、この要因につきましては、実は環境農林水産総合研究所の水産技術センターさんのほうで水産庁の委託を受けて調査されておるんですけども、魚種によりまして栄養塩が、特に燐、窒素について、栄養が低くなったらすべてがとれないんじゃないかと、逆に低くなったがために増加するもの、あるいは逆に悪くなるものというものが、魚種によっていろいろ違いございまして、国のほうにも、瀬戸内海の関係自治体のほうで高度な栄養管理について御議論いただきたいということを要望いたしておりますので、今後とも豊かな海になるように、国とも一緒に考えていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

**奥野会長** どうも松林委員、時々発言していただいて、海の話は、見えてきれいという意味ではなくてというのは、多分、十分、皆把握しておりますので、また大学のほうも、研究機関のほうも海に対してはいろいろアプローチすることをお願いいたします。

ほかにもございませぬか。

**中浜委員** 中浜です。よろしくお願いいたします。

余り難しいことは言えませんが、この家庭の取り組み促進ということで、小学生の夏の節電チャレンジ、家庭の節電した内容をシートに挙げていくという、一人一人の意識づけにとっては、とても子どもたちの学習としてはいいことだと思います。

私たちの団体でも、昭和37年から、くらしの相談、苦情相談、消費者相談、あと啓発、情報、そしてあと消費者教育ということで、子どもたちにもこの消費者教育の重要性を考えております。地球環境問題、省エネ、子どもたちと一緒に空気の汚れや水の問題、グリーン配送とかもさせていただいております。

なかなか、学校教育の中で消費者教育の問題というのは入ってきにくいようですので、環境学習としても、もっとこういった意識づけをしていただき、小さいときからの消費者教育というのはすごく大切だと思いますので、よろしくお願いいたします。

**奥野会長** ありがとうございます。要望ということで、ありがとうございます。

ほかにございませんですか。よろしいでしょうか。

きょうは、実は案件が少なかったもので、かなりスピーディーにいきまして、ちょっと時間結構あるんですけど、強いて別にする必要はないと思いますが、皆様の御協力で、一応予定しておりましたところを終わりましたので、引き続きよろしくお願いいたしますと思います。

長時間にわたりまして議事進行御協力いただきまして、ありがとうございます。

ちょっと司会のほうに返します。

**司会（足立主査）** ありがとうございます。

閉会に当たりまして、環境政策監の大江からあいさつを申し上げます。

**大江政策監** 環境政策監の大江でございます。本日は、長時間にわたりまして、審議事項につきまして熱心に御審議いただきまして、本当にありがとうございます。

また、本日諮問いたしました案件につきましては、部会を設置して、これからも引き続き御審議をいただくことになりました。何とぞよろしくお願いいたします。

申し上げます。

そのほか、本日は大変貴重な御意見、御提言をちょうだいいたしましたので、今後の環境行政にしっかりと生かしてまいりたいと考えております。

また、先ほど少しお時間をちょうだいいたしまして、節電のことにつきまして御説明をさせていただいたわけなんですけれども、これにつきましては御案内のとおりで、大飯原発が3号機、4号機というふうに再稼働が決定しておりますので、府民の皆さんからは、もう原発も動くし、もういいん違うのというふうなお声も聞こえてきそうなわけなんですけれども、私どもとしましては、このエネルギーの問題について、今回、大変府民の皆さんに御心配をおかけしたと同時に、またエネルギーの問題についてしっかり考えていただく機会にもなったんじゃないかと考えておまして、ぜひ私どもとしまして、この機会に省エネ型のライフスタイル、あるいはごみを出さない省資源型のライフスタイルというふうなものへ切りかえていく、少しずつ変えていっていただくという、大変貴重な機会にさせていただけるんじゃないかというふうに念願をいたしておりますので、引き続きこの節電に取り組んでいきたいと考えておりますので、ぜひ御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、今後とも御支援と御協力を賜りますことをお願い申し上げまして、簡単ではございますが閉会のごあいさつとさせていただきます。

本当に本日はありがとうございました。

**司会（足立主査）** 本日予定しておりましたものは以上でございます。

お名前を御記入いただきました出席確認票につきましては、お席の上に置いたままお帰りいただきますよう、よろしくお願いたします。

以上で終了させていただきます。

長時間、まことにありがとうございました。